

業庫第15号(例)  
2025年3月21日

歳入(復)代理店引受金融機関本部  
歳入(復)代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)の施行により、2025年4月1日をもって子ども・子育て支援特別会計が新設されること、年金特別会計の所管が厚生労働省単独に変更となること等<sup>(注)</sup>に伴い、標記規程(2018年3月19日付業庫第33号別紙1)の一部を別紙1のとおり改正し、2025年4月1日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置および経過措置を設けることとしましたので通知します。

(注)日本銀行における歳入金等OCR帳票を処理するシステムの更改(2024年10月15日稼働開始)および「歳入代理店等が受入れた歳入金等の資金決済制度の見直しにかかる開廃手続等に関する事前のご案内」(2024年5月31日付業庫第34号)にてお知らせした資金決済制度の見直しに伴い、一部の資金払込店における当座預金の引落し単位の変更にかかる改正をあわせて行っております。

また、本件に伴う留意事項を別添のとおり整理しましたので、あわせてご参照ください。

以上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ  
03-3279-1111(代表)  
池邊(内線6079)、由比(内線3341)

## 「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

○ IV. 3. を横線のとおり改める。

3. 国庫金の受入金にかかる決済

資金決済日の午後 3 時以降に、国庫金の受入金にかかる決済額（払込店が日本銀行（証券提出先）に送付した歳入金等受入日計表に記載の金額）が、資金払込店の当座勘定から引落とされる <sup>(注1) (注2)-(注3)</sup>。

なお、資金払込店に対応する払込店が複数ある場合には、すべての払込店が送付した歳入金等受入日計表に記載の金額の合計額で引落としが行われる <sup>(注3)</sup>。ただし、次の（1）および（2）に該当する場合には、資金払込店と当座勘定取引のある日本銀行本支店を OCR 処理店とする払込店の合計額、それ以外の払込店の合計額、でそれぞれ引落としが行われる <sup>(注4)</sup>。

（1）払込店に対応する OCR 処理店が複数ある

（2）払込店に対応する OCR 処理店のいずれかと、資金払込店と当座勘定取引のある日本銀行本支店が同一の店舗である

~~（注1）払込店が日本銀行（証券提出先）に送付した歳入金等受入日計表に記載の金額（対応する払込店が複数ある資金払込店においては、すべての払込店が送付した歳入金等受入日計表に記載の金額の合計額）で、引落としが行われる。ただし、対応する払込店が複数ある資金払込店（日本銀行本店と当座勘定取引のある先に限る。）において、払込店に対応する日本銀行（OCR 処理店）が複数あるときは、OCR 処理店ごとの合計額で、引落としが行われる。~~

~~（注2-1）略（不変）~~

~~（注3-2）略（不変）~~

（注3）例えば、次表のケースでは、〇〇銀行本店および〇〇銀行仙台支店の合計額で引落としが行われる。

	該当する金融機関店舗または日本銀行本支店等	
資金払込店	〇〇銀行本店	
資金払込店に対応する払込店	〇〇銀行本店	〇〇銀行仙台支店
払込店に対応するOCR処理店	日本銀行仙台支店	
資金払込店と当座勘定取引のある日本銀行本支店	日本銀行仙台支店	
当座勘定の引落とし単位	〇〇銀行本店および〇〇銀行仙台支店の合計額	

(注4) 例えば、次表のケースでは、日本銀行本店をOCR処理店とする〇〇銀行新潟支店の金額、日本銀行仙台支店をOCR処理店とする〇〇銀行本店および日本銀行札幌支店をOCR処理店とする〇〇銀行札幌支店の合計額、でそれぞれ引落としが行われる。

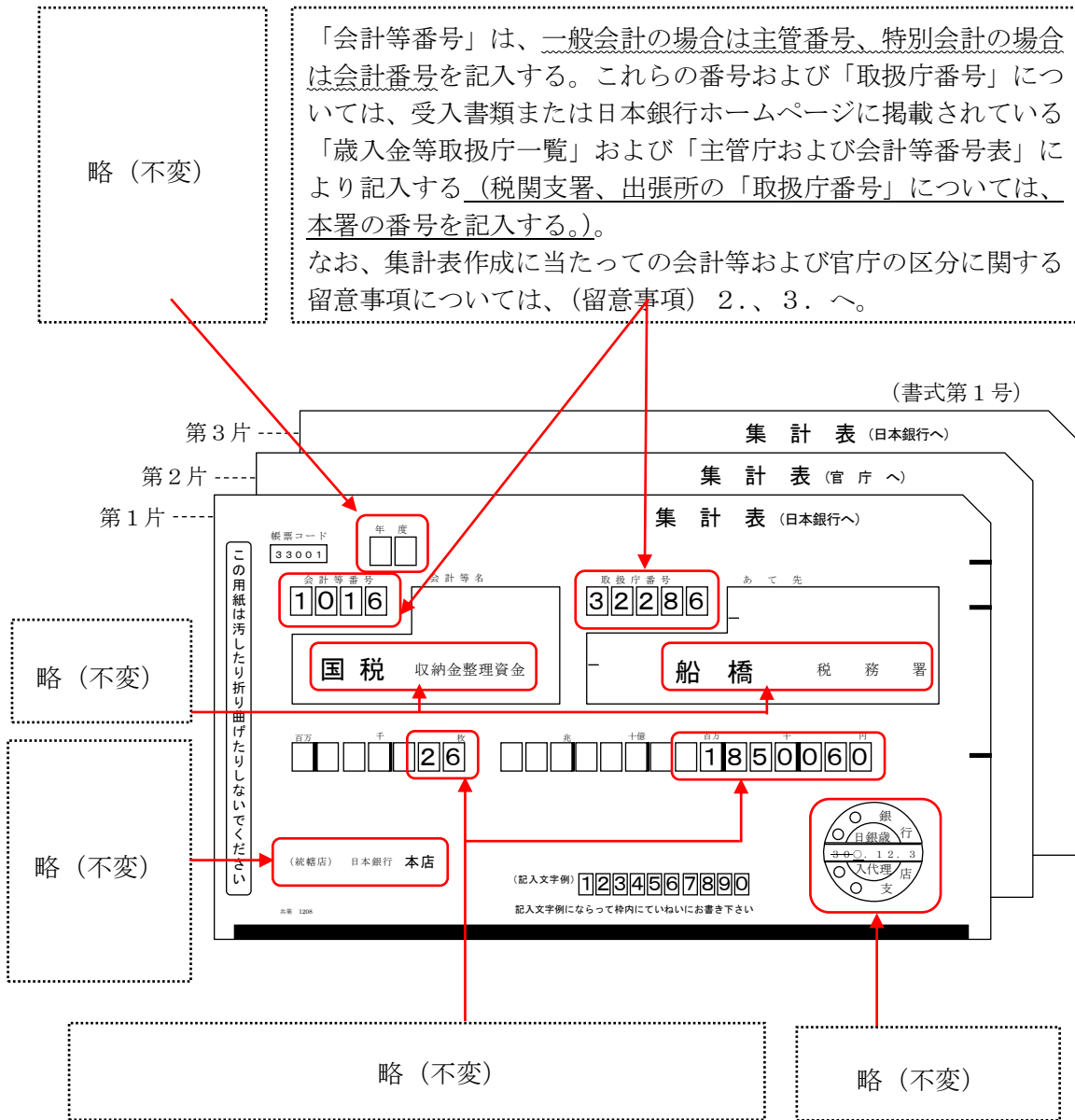
	該当する金融機関店舗または日本銀行本支店等		
資金払込店	〇〇銀行東京支店		
資金払込店に対応する払込店	〇〇銀行新潟支店	〇〇銀行本店	〇〇銀行札幌支店
払込店に対応するOCR処理店	日本銀行本店	日本銀行仙台支店	日本銀行札幌支店
資金払込店と当座勘定取引のある日本銀行本支店	日本銀行本店		
当座勘定の引落とし単位	〇〇銀行新潟支店の金額	〇〇銀行本店および〇〇銀行札幌支店の合計額	

○ **付録 I** 記載例 2 中「平成」を「令和」に、「30 年」を「〇年」に、「30.9.10」を「〇.9.10」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

○ **付録 I** 記載例 4 1. 中「令和 3 年度」を「令和〇年度」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 付録 I 記載例 8 を横線のとおり改める。

### 記載例 8 集計表の作成



(留意事項)

- 1. } 略(不変)
- 2. }
- 3. 官庁に関する留意事項
  - (1) } 略(不変)
  - (2) }

(3) 取扱庁が「厚生労働省年金局」の歳入金にかかる書類については、「取扱庁名」欄に「厚生労働省年金局(〇〇)」と記載されているが、これらは厚生労働省年金局分としてひとまとめにするのではなく、内訳口座(「取扱庁名」欄に記載されている「厚生労働省年金局(〇〇)」の〇〇の部分)ごとに取りまとめる。

(国民年金保険料・同延滞金の受入書類<参考書式第9号(1)>)

The image shows three forms related to National Pension (国民年金). The first form is '領収済通知書' (Receipt Confirmation Notice), the second is '領収控' (Receipt Control), and the third is '納付書・領収証書' (Payment Slip/Receipt Certificate). Red boxes highlight the '取扱庁名' (Handling Agency Name) field in the first form and the '取扱庁名' field in the second and third forms. Red arrows point from these fields down to a dashed box labeled '略(不変)' (Omission/Invariable).

○ 付録 I 記載例 15 を次のとおり改める (全面改正)。

# 記載例 15 訂正請求書・口座更正請求書の記載例

## 1. 訂正請求書

訂 正 請 求 書

日本銀行〇〇店 あて 令和〇年5月10日

〇〇厚生局  
歳入徴収官  
〇〇厚生局長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり訂正されたい。

記

元	年度	主(所)管名	会計名 又は 取扱序名	備 考										
				収入官吏 又は日本 銀行名	部	款	項	目及び 納期別	納入告知書 又は納付書 の番号	収 納 年月日	納入者の 住所及び 氏 名	金 額	その他	
元	〇	厚生労働省主 管	一般会計	〇〇銀行 〇〇支店						N032	〇.4.18	〇〇市 〇〇町 △△△	103,500	
訂正	〇	厚生労働省所 管	年 金 特別会計											

〇. 5. 14  
 〇〇銀行〇〇支店

受付の日付および店名を記入する。

## 2. 口座更正請求書

(歳入金の場合の例)

歳入徴収官口座更正請求書

第44号  
令和〇年5月12日

日本銀行〇〇店 あて

〇〇厚生局  
歳入徴収官  
〇〇厚生局長 ▲ ▲ ▲ ▲  
厚生労働省年金局  
歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長  
○ ○ ○ ○

下記のように口座の更正をされたい。

記

元取扱庁歳入徴収官 官 職 氏 名	更正取扱庁歳入徴収官 官 職 氏 名	年 度	会計名	金 額	収 納 年月日	納付場所	納入者の住所 及び氏名	その他
厚生労働省年金局事 業管理課長〇〇〇〇 厚生労働省年金局 (文京)	〇〇厚生局長 ▲▲▲▲	令和〇年度	年金特 別会計	10,000	令和〇年4月5日	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇市〇〇町 (株)〇〇〇〇	

〇. 5. 14  
 〇〇銀行〇〇支店

- 付録 I 記載例 16 1. を横線のとおり改める。

### 1. 歳入金にかかる領収済証明請求書

歳 入 金 領 収 済 証 明 請 求 書

( 5 号)

令和 3 〇 年 5 月 1 1 日

日本銀行〇〇店  
あて

厚生労働省年金局  
歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長  
〇 〇 〇 〇  
(内訳口座名 厚生労働省年金局 (札幌東))

下記のとおり領収済みのことを証明されたい。

記

年度	主(所)管名	会計名	部	款	項	目	納入告知書又は 納付書の番号	金 額	納入者の住 所及び氏名	取 納 年月日	納付場所	請求の事由
3〇	内閣府及び厚 生労働省所管	年金特別 会計	—	—	—	事業主 提出金 収入	1234-567890 —	円 70,000	— 〇〇市〇〇 町〇〇〇〇	3 〇. 4. 12	〇〇銀行 〇〇支店	領収済通知書 亡失のため

上記のとおり領収済みのことを証明する。

領収確認済  
3〇. 5. 14  
〇〇銀行〇〇支店

略 (不変)

略 (不変)

略 (不変)

- **付録Ⅱ** 目次（受入れできる主な書類） 1. 中「9（5）」を「9（5）、（6）」に改める。
- **付録Ⅱ** 目次（受入れできる主な書類） 2. 中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第2号(1)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第2号(4)中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働省年金局事業企画課」を「こども家庭庁成育局」に、「厚生労働省年金局事業企画課長」を「こども家庭庁成育局長」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第4号(2)中「(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(領収年月日、領収者名)」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第4号(3)中「領収年月日及び領収者名」を「領収年月日、領収者名」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第9号(1)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
- **付録Ⅱ** 参考書式第9号(5)の次に次の参考書式第9号(6)を加える。



参考書式第9号(6) (令和7年財計第133号)

第一片

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">国庫金</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span>																																			
<h3>領収済通知書</h3> <p>(この通知書は、機械処理されますので、汚したり、折りまげたりしないでください。)</p>																																			
の り し ろ  納付期限 年 月 日限 納入告知書(納付書) 発行年月日 年 月 日 納付場所 日本銀行本店・支店・代理店 又は歳入代理店	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">                     年度区分 告知番号 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥                 </td> <td style="text-align: right;">                     領収年月日                      □ □ □ □ □ □                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">(会計)</td> <td style="width: 20%;">(番号)</td> <td style="width: 40%;"><small>厚生労働省所管</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(勘定)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="3">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(領収日付等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(厚生労働省年金局送付分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">翌年度5月1日以降現年度歳入組入</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	年度区分 告知番号 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥		領収年月日 □ □ □ □ □ □		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">(会計)</td> <td style="width: 20%;">(番号)</td> <td style="width: 40%;"><small>厚生労働省所管</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(勘定)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="3">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(領収日付等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(厚生労働省年金局送付分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">翌年度5月1日以降現年度歳入組入</td> </tr> </table>	年度	(会計)	(番号)	<small>厚生労働省所管</small>			(勘定)		金額	円			納付目的	上記の金額を領収しました。			〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金	(領収日付等)				(厚生労働省年金局送付分)			翌年度5月1日以降現年度歳入組入				
年度区分 告知番号 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥		領収年月日 □ □ □ □ □ □																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">(会計)</td> <td style="width: 20%;">(番号)</td> <td style="width: 40%;"><small>厚生労働省所管</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(勘定)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="3">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(領収日付等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(厚生労働省年金局送付分)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">翌年度5月1日以降現年度歳入組入</td> </tr> </table>	年度	(会計)	(番号)	<small>厚生労働省所管</small>			(勘定)		金額	円			納付目的	上記の金額を領収しました。			〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金	(領収日付等)				(厚生労働省年金局送付分)			翌年度5月1日以降現年度歳入組入									
年度	(会計)	(番号)	<small>厚生労働省所管</small>																																
		(勘定)																																	
金額	円																																		
納付目的	上記の金額を領収しました。																																		
〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金	(領収日付等)																																		
	(厚生労働省年金局送付分)																																		
翌年度5月1日以降現年度歳入組入																																			

この通知書は、納入告知書(納付書)ですが、機械処理の関係で領収済通知書、領収控、納入告知書(納付書)・領収証書の順に綴っており、納付の際は切り離さずに納付場所に提出して下さい。

第一片

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">国庫金</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">〇</span>																								
<h3>領収控</h3>																								
区分 告知番号 □ □ □ □ □ □	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">                     年度                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">(会計)</td> <td style="width: 20%;">(番号)</td> <td style="width: 60%;"><small>厚生労働省所管</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(勘定)</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付目的</td> <td colspan="2">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(領収日付等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(収納機関用)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">翌年度5月1日以降現年度歳入組入</td> </tr> </table>	年度		(会計)	(番号)	<small>厚生労働省所管</small>			(勘定)	金額	円		納付目的	上記の金額を領収しました。		〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金	(領収日付等)			(収納機関用)		翌年度5月1日以降現年度歳入組入		
年度																								
(会計)	(番号)	<small>厚生労働省所管</small>																						
		(勘定)																						
金額	円																							
納付目的	上記の金額を領収しました。																							
〇〇〇〇〇〇 年金の過払による返納金	(領収日付等)																							
	(収納機関用)																							
翌年度5月1日以降現年度歳入組入																								

(国庫金) ○○○○																			
<b>納入告知書 納付書・領収証</b>																			
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">                 区分 告知番号  <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> </div> 歳入徴収官  納付期限 年 月 日限 納入告知書(納付書) 発行年月日 年 月 日 納付場所 日本銀行本店・支店・代理店 又は歳入代理店	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(会計)</td> <td style="text-align: center;">(番号)</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">厚生労働省所管</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(勘定)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金 額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     納付目的                       ○○○○○○                      年金の過払に                      による返納金                 </td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">                     上記の金額を領収しました。                      (領 収 日 付 等)                        (納付者渡し)                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: small;">翌年度5月1日以降現年度歳入組入</td> </tr> </table>	年度			(会計)	(番号)	厚生労働省所管	(勘定)			金 額	円		納付目的  ○○○○○○ 年金の過払に による返納金	上記の金額を領収しました。 (領 収 日 付 等)   (納付者渡し)		翌年度5月1日以降現年度歳入組入		
年度																			
(会計)	(番号)	厚生労働省所管																	
(勘定)																			
金 額	円																		
納付目的  ○○○○○○ 年金の過払に による返納金	上記の金額を領収しました。 (領 収 日 付 等)   (納付者渡し)																		
翌年度5月1日以降現年度歳入組入																			

※用紙の下辺は、赤色で着色されている。

- **付録Ⅱ** 参考書式第 10 号(3)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に、「子ども・子育て支援勘定」を「業務勘定」に改める。
  
- **付録Ⅱ** 参考書式第 10 号(4)、参考書式第 10 号(5)、参考書式第 10 号(6)、参考書式第 10 号(7)および参考書式第 12 号(4)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。
  
- **付録Ⅳ** 別表 6 を横線のとおり改める。

別表6 4、5月中を受入日とする歳入金等の書類の年度別区分<sup>(注1)</sup>

歳入代理店等・派出先で受入れる歳入金等の種類			4月中受入分の取扱い	5月中受入分の取扱い	備考	
国 税	1016 <sup>(注2)</sup>	国税収納金整理資金	略（不変）		略（不変）	
歳 入 金	一 般 会 計	6032 <sup>(注2)</sup>				裁判所主管のうち、 訴え提起等手数料 表示分
		6077 <sup>(注2)</sup>				法務省主管のうち、 検 表示分
		6197 <sup>(注2)</sup>				内閣府主管のうち、 交 表示分（いわゆる「交通反則金」）
上記以外の一般会計、特別会計			略（不変）	<p><b>【年度区分が必要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類の名称が次の①～③で記載の年度が前年度のものについてのみ、旧（前）年度として整理し、それ以外のものはすべて新年度として整理。</li> </ul> <p>① 現金払込書（領収控 現）<sup>(注1)</sup></p> <p>② 送付書（領収控 送）<sup>(注1)</sup></p> <p>③ 領収確認書（税務署または国税局 派出分）</p> <p><b>【集計表の年度欄への記入方法】</b></p> <p>略（不変）</p>		

(注1) 受入書類の後ろの（ ）内は、2枚目（第2片）に記載されている名称。

(注2) 略（不変）

## 移行措置および経過措置

### 1. 納入告知書等の新旧書式の使用に関する移行措置および経過措置

- (1) 年金特別会計にかかる納入告知書等（「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」(以下「歳入代理店手続」という。)参考書式第2号(1)、同第2号(4)、同第4号(2)、同第4号(3)、同第9号(1)、同第10号(3)、同第10号(4)、同第10号(5)、同第10号(6)、同第10号(7)および同第12号(4)をいう。)は、2025年4月1日以降も当分の間、改正前の書式を使用することができる。
- (2) 改正後の年金特別会計にかかる納入告知書等（歳入代理店手続参考書式第2号(1)、同第4号(2)、同第4号(3)、同第9号(1)、同第9号(6)、同第10号(3)、同第10号(4)、同第10号(5)、同第10号(6)、同第10号(7)および同第12号(4)をいう。)の書式は、令和6年度年金特別会計の歳入金を納付する際も使用することができる。この場合、所管は「厚生労働省」と表示されるが、訂正を要しない。

### 2. 振替金融機関から送付を受ける歳入金等受入報告表の取扱い

振替金融機関から送付を受ける令和7年度以降分の年金特別会計の歳入金等受入報告表については、当分の間、所管を「内閣府及び厚生労働省」と表示したものについても、そのまま受け付けて差支えない。

子ども・子育て支援特別会計の新設および年金特別会計の所管変更  
にかかる留意事項

1. 子ども・子育て支援特別会計の会計番号について

新設される子ども・子育て支援特別会計の会計番号は「0148」となりますのでご連絡します。

2. 年金特別会計の納入告知書等にかかる集計表の取扱い

年金特別会計の所管変更（「内閣府及び厚生労働省」から「厚生労働省」に変更）に伴い、年金特別会計の納入告知書等における所管名の表示が変更となりますが、令和6年度以前分の年金特別会計の納入告知書等で、所管を「内閣府及び厚生労働省（6375）」とした現行の書式が引き続き使用されることがあります。また、令和6年度分の年金特別会計の納入告知書等については、現行の書式に加え、所管を「厚生労働省（6118）」とした改正後の書式も併用されることとなります（別紙2の1.（1）および（2）参照）。このため、受入証票を取りまとめる際に、新旧の所管の納入告知書等が混在することがありますが、集計表は、新旧の所管別に区分して作成する必要はありません（年度＜出納整理期間中のみ＞<sup>（注）</sup>、会計、取扱庁別に区分して作成することで差し支えありません。）。

なお、年金特別会計の会計番号（0343）の変更はありませんので念のため申し添えます。

（注）令和7年4、5月中を受入日とする令和6年度分の納入告知書等（5月中を受入日とするものについては、現金払込書および送付書に限る。）は、令和6年度分として区分整理し、令和7年度分とは別に集計表を作成する必要があります（下表参照）。

▼（参考）出納整理期間中（2025年4、5月）の集計表の取扱い

納入告知書等の記載年度	所管名の表示	集計表の取扱い
令和7年度	「厚生労働省」のみ	
令和5年度以前	「内閣府及び厚生労働省」と「厚生労働省」が混在（※） （※）平成26年度以前の年金特別会計の所管が「厚生労働省」であるため。	新年度（令和7年度）として作成
令和6年度	「内閣府及び厚生労働省」と「厚生労働省」が混在	旧年度（令和6年度）として作成

### 3. 子ども・子育て支援特別会計歳入に納付するための納入告知書および納付書の取扱い

子ども・子育て支援特別会計の新設に伴い、労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に引き継がれることとなります。この点、厚生労働省より、当該育児休業等給付勘定の歳入に納付するための納入告知書および納付書（すべて通常分）について、本来は会計名を「子ども・子育て支援特別会計」と、勘定名を「育児休業等給付勘定」と、所管名を「内閣府及び厚生労働省所管」とすべきところ、変更後の様式の調達が間に合わないため、発行官庁において印字済の「労働保険特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「雇用勘定」を「育児休業等給付勘定」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に訂正のうえ使用する旨、連絡を受けています（なお、当該訂正に、発行官庁の押印は不要です。）。

このため、子ども・子育て支援特別会計歳入に納付するための納入告知書および納付書については、当分の間、上述のとおり訂正されたものが使用されることがあり得ますが、通常どおり取扱っていただくことで問題ありません。